

【業界初】太陽光発電事業者向けの新たな保険制度の創設
～太陽光発電設備の廃棄費用や賠償リスクを補償する新商品を発売～

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「当社」)は、太陽光発電事業を取り巻く課題解決に貢献し、太陽光発電事業の健全な発展を支援する新たな保険制度を創設いたしますのでお知らせします。

21年12月より、一般社団法人太陽光発電協会(代表理事 山口 悟郎、以下「JPEA」)を契約者、FIT(※)認定事業者を被保険者として、太陽光発電設備の廃棄費用や賠償資力の確保に特化した商品を業界で初めて提供いたします。

(※)FIT制度・・・FITとは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度。

1. 背景

固定価格買取制度が導入されて以降、太陽光発電設備の導入は急速に拡大しています。一方で、近年増加する自然災害による太陽光発電設備への被害に対する安全面の不安や、環境への影響等をめぐる地域の懸念が顕在化しており、太陽光発電事業者と地域の共生も再エネ普及の大きな課題の1つとして、解決策が求められています。

2020年成立の改正エネルギー供給強靱化法では、22年7月より10kW以上の事業用太陽光発電事業者に対して、太陽光発電設備の廃棄費用の外部積立が義務化される予定です。また、廃棄費用の積立前・積立中の自然災害等に対応するため、2020年4月より「火災保険や地震保険等の加入の努力義務化」を定めるほか、「万一の賠償資力の確保」や「サイバーセキュリティ対策」を求めるなど、太陽光発電事業者をめぐる環境やリスクは大きく変化している状況です。

このような中、当社は、太陽光発電設備の普及・促進を図るJPEAと連携し、政策の実現に貢献するとともに、太陽光発電事業者の課題解決を目指し、「廃棄費用の外部積立前や積立中における廃棄費用」、「太陽光発電設備の所有・使用・管理等や急増するサイバーリスクに備える賠償責任リスク」などを補償する業界で初めての保険制度を構築いたしました。

2. 新たな保険制度の概要

FIT制度認定を受けた太陽光発電事業者(以下、「認定事業者」)向けに、21年12月より専用保険を提供いたします。本保険はWEBでの申込が可能です。

(1) 加入対象者

設備容量10kW以上2,000kW以下の事業用太陽光発電設備を所有する認定事業者

(2) 補償内容・補償額

廃棄費用と施設賠償責任を基本の補償として、サイバーリスク補償は任意で選択いただけます。

		補償内容	補償額
基本 補償	廃棄費用 【業界初】	火災または落雷、風災、水災もしくは地震その他の自然災害等により、太陽光発電モジュールに損害が生じた場合に、発電規模の縮小または発電事業の廃止を目的として、太陽光発電設備を撤去する際の廃棄費用を補償します。 ※修理費用は対象外。	設備容量1kWあたり 10,000円（最大1,000万円） ※地震リスクは1kWあたり2,000円（最大200万円）
	施設賠償責任	太陽光発電設備の所有・使用・管理等に起因して対人・対物事故が生じた場合に、法律上の損害賠償金や見舞金を含む初期対応費用、事業継続費用等を補償します。	1事故あたり 賠償責任：1億円 初期対応費用・事業継続費用：1,000万円
特約	サイバーリスク	制御システムや遠隔監視システム等の発電システムへの不正アクセス等に起因して情報漏えいや第三者の事業阻害が生じた場合等に、法律上の損害賠償金や各種対応費用を補償します。	1請求あたり 賠償責任：1億円 事故対応費用：500万円

(3) 年間保険料例

設備容量50kWの場合、基本補償の年間保険料は約17,000円となります。

※太陽光発電設備が所在する都道府県や設備容量等によって保険料は異なります。

3. 今後について

当社は、本制度を広く展開し、太陽光発電事業者の廃棄費用や賠償資力を確保することで、太陽光発電事業の健全な発展と、再生可能エネルギーの更なる普及を支援していきます。

今後も、グリーン・トランスフォーメーション(GX)タスクフォース等を通じて、お客様のカーボンニュートラルの実現・脱炭素社会への移行に向けた取り組みを支援し、産業の成長・発展に貢献していきます。

以上